

平成20年9月議会定例会

## 東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成20年10月2日 開会

平成20年10月2日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

## 平成20年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成20年10月2日(木)午後2時開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 仮議席の指定
- 日程第 3 議長の選挙
- 日程第 4 管理者挨拶
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 会議録署名議員の指名
- 日程第 8 議案(第1号 - 第5号)の上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 議案第 1号 平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 2号 平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 3号 平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて(東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について)
- 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて(東総地区広域市町村圏事務組合非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 閉 会

出席議員（ 9 名）

1 番	石毛 健治 君	2 番	根本 茂 君	3 番	笠原 幸子 君
4 番	明智 忠直 君	5 番	神子 功 君	6 番	林 正一郎 君
7 番	佐藤 正雄 君	8 番	石田 勝一 君	9 番	苅谷 進一 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	伊藤 忠良 君
副管理者	江波戸辰夫 君
副管理者	岡野 俊昭 君
事務局長	青柳 秀明 君
総務課長	大久保孝治 君
室 長	越川 昌光 君
副 主 幹	木内 忠男 君
主 査	川口 義夫 君

事務局出席者

書 記	井上 新治 君
-----	---------

午後2時開会

副議長 佐藤正雄君	皆さん、ご苦労様でございます。 ただ今、事務局からご紹介をいただきました副議長の佐藤正雄でございます。 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。各位のご協力をお願いいたします。 ここで新たに議員となられました4名の方々をご紹介申し上げます。 旭市選出の林正一郎君。
林正一郎君	はい、よろしく願いいたします。
副議長 佐藤正雄君	銚子市選出の石毛健治君。
石毛健治君	はい、よろしく願いします。
副議長 佐藤正雄君	同じく銚子市選出の根本茂君。
根本茂君	はい、よろしく願いいたします。
副議長 佐藤正雄君	同じく銚子市選出の笠原幸子君。
笠原幸子君	笠原でございます。よろしく願いいたします。
副議長 佐藤正雄君	以上の方々です。 これより平成20年9月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 本日の出席議員数は、9名であります。 よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 日程第2、仮議席の指定を行います。 市議会会議規則第4条第2項の規定を準用し、仮議席はただ今着席の議席といたします。 日程第3、議長の選挙を行います。 お諮りいたします。 選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法にいたしますか。ご発言をお願いいたします。 4番 明智忠直君。
4番 明智忠直君	指名推選でいかがでしょうか。
副議長 佐藤正雄君	ただいま、指名推選とのご発言がございましたが、これに

<p>副議長 佐藤正雄君</p>	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声多数あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。 お諮りいたします。ただいまの指名推選については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
<p>副議長 佐藤正雄君</p>	<p>(「異議なし」の声多数あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議長において指名することと決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に銚子市選出の石毛健治君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今、本職が指名しました石毛健治君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長の当選人と決することにご異議ございませんか。</p>
<p>副議長 佐藤正雄君</p>	<p>(「異議なし」の声多数あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました石毛健治君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。 ただ今、議長に当選されました石毛健治君が、議場におられますので、市議会会議規則第32条第2項の規定により、本職から当選の告知をいたします。 石毛健治君が東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。 告知を終わります。 ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました石毛健治君から、当選受託のご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>銚子の石毛でございます。慎んでお受けいたします。</p>
<p>副議長 佐藤正雄君</p>	<p>議長当選受託の挨拶が終わりました。 これをもって、私の職務は終了いたしました。 皆様方のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。 ここで、議長職を交代いたします。 石毛健治議長、議長席にお着き願います。</p>

<p>議長 石毛健治君</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>日程第4、管理者挨拶を行います。</p> <p>管理者 伊藤忠良君。</p>
<p>管理者 伊藤忠良君</p>	<p>本日は、公私ともたいへんお忙しいなか、組合議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今の選挙で当選されました石毛議長には、まずもって祝意を表したいと思っております。おめでとうございます。また、石毛議長始め、新たに当組合の議員となられました林議員並びに根本議員、再任されました笠原議員におかれましては、東総地区の発展・振興にご尽力いただきますよう、あらためてお願いいたします。</p> <p>さて、国政におきましては福田総理の突然の辞任により衆目を集めた中、先週、麻生新総理が誕生したところでございます。また、近日中にも衆議院の解散が憶測されておりますが、国内経済の活性と地域間格差の解消並びに何よりも国民生活の安心安全の確保に、国会が全力で取り組んでいただくことが肝要であります。そのためにも、国民の視点に立った国会審議が諮られますとともに、効果的な施策の実施に大きな期待をもっておるところでございます。</p> <p>国内経済におきましては、戦後最長となる「いざなぎ景気」に終止符が打たれました。個人・企業にとりましては、めまぐるしい原油価格高騰と、その多くがバイオ燃料に転換された故に生じた食料としての穀物不足の影響から、全ての原料・物価が値上がりし、一段と消費の抑制が進んでおります。</p> <p>このような情勢にあって、麻生内閣は経済政策に重点を置き国内経済の活性化を掲げておりますが、一時的なもので終わることなく継続される施策とすべく全力を挙げて取り組んでいただけるよう、切に願うところでございます。</p> <p>ここで、当組合の近況についてご報告いたします。</p> <p>まず、ごみ処理広域化についてであります。国においては平成20年度から24年度までの新たな期間における廃棄物処理施設整備計画を本年3月に定めたところであります。当組合が計画する一般廃棄物処理施設につきましては「他の市町村との連携等による広域的な取り組みを図るものとする。」と、従来の基本方針に変わりはありませんでした。</p> <p>しかしながら、県境を超える市町村による広域化も可能とされたことから、千葉県において定めました「ごみ処理広域化計画」は平成19年度を以って終了となり、新たな計画は策定しないこととされました。</p> <p>懸案となっております、新たな建設候補地の調査個所につ</p>

	<p>きまして本日の本会議終了後に開催されます全員協議会におきまして、皆様方よりご意見を頂戴することにしておりますが、今後も慎重に三市との調整をしてみたいと考えますので、宜しくご理解のほどお願いいたします。</p> <p>次に、国関係への要望活動でございますが、来る10月10日、山武地区並びに東総地区より期成同盟会の役員である市町村長さん方と銚子連絡道路の早期完成を図るため、地元選出国會議員を始めとし、国土交通大臣、財務大臣及び両省の関係者へ当地域の実状と願いを説明し、それぞれ要望書を提出する予定であります。</p> <p>また、本年度で17回目となりました中学生海外派遣研修がありますが、7月29日から4泊5日の行程で、シンガポールとマレーシアへ行ってまいりました。例年訪問しておりましたシンガポールのウィットリー校の都合がつかず、今回はマレーシア国立のマクタブ・サルタン・アブ・バカル校の訪問となりました。本年度も、圏域内16校より32名の参加をいただき、和やかな雰囲気の中での交歓会と交流を深めてまいりました。特に現地校では、日本語学科を専攻している生徒たちが中心であったため、例年になく良好なコミュニケーションが図れたとのことでありました。</p> <p>報告事項の最後になりますが、職員採用試験の応募状況についてご報告いたします。本年は5団体、13職種、269名となり、昨年度の4団体、13職種、306名と比較し、37名の減となりました。</p> <p>今後も、三市と協調を図り、地域の活性化に向けた事業展開を目指していきたいと考えておりますので、皆様の一層のご協力をお願い申し上げまして、あいさつといたします。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>日程第5、議席の指定を行います。</p> <p>会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。</p> <p>ただ今ご着席の仮議席を本議席と指定いたします。</p> <p>議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。</p> <p>日程第6、会期の決定であります。本日限りとしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声多数あり)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日限りと決しました。</p> <p>日程第7、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>3番 笠原幸子君、4番 明智忠直君の両名を指名いたします。</p>

<p>議長 石毛健治君</p>	<p>管理者より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。 配布漏れはありませんか。</p> <p>(「なし」の声多数あり)</p> <p>配布漏れなしと認めます。 日程第8、議案第1号から議案第5号までの5議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。</p> <p>(書記大久保孝治君、議案朗読)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>議案の朗読は終わりました。 管理者より、提案理由の説明を求めます。 管理者 伊藤忠良君。</p>
<p>管理者 伊藤忠良君</p>	<p>本日、ご審議いただき議案は5件でございます。 議案第1号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計決算の認定を求めるものであります。圏域内の振興整備を推進するため、広域行政機構として効率的な財政運営に配慮した結果、歳入総額6千15万1千987円に対し、歳出総額4千662万2千613円となり、差し引き1千352万9千374円の実質収支となったものでございます。</p> <p>議案第2号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計決算の認定を求めるものであります。歳入総額2千28万9千450円に対し、歳出総額1千852万6千640円となり、差し引き176万2千810円の実質収支となったものでございます。</p> <p>議案第3号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。歳入総額3千88万2千855円に対し、歳出総額3千28万5千958円となり、差し引き59万6千897円の実質収支となったものでございます。</p> <p>議案第4号、専決処分の承認を求めることについてであります。</p> <p>去る6月18日に地方自治法の一部改正が公布され、8月末日にその施行が9月1日とされたことから専決処分をしたものでございます。</p> <p>内容といたしましては、「これまで議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員</p>

<p>議長 石毛健治君</p>	<p>報酬に改める。」とされたことから新たに条例を定めたものでございます。</p> <p>議案第5号、専決処分の承認を求めることについてであります。</p> <p>議案第4号で申し上げましたように、地方自治法の一部改正の公布並びにその施行日により、専決処分をしたものでございます。</p> <p>内容といたしましては、これまで議員と他の行政委員会の委員等への報酬の支給方法等に関する条例から、議員に関する部分を削除したものでございます。</p> <p>以上、提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては、のちほど事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>提案理由の説明は、終わりました。</p> <p>続いて、議案第1号から議案第5号について、内容の説明を求めます。</p> <p>事務局長。</p>
<p>事務局長 青柳秀明君</p>	<p>それでは、議案第1号から第5号までを一括してご説明いたします。</p> <p>まず、議案第1号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第3号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。</p> <p>お手元の平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合決算書の3ページをご覧ください。</p> <p>一般会計歳入歳出決算書、歳入の部でございます。詳細な内容につきましては、7ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。</p> <p>歳入合計は、予算現額5千411万4千円、調定額6千15万1千987円、収入済額6千15万1千987円、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。予算現額と収入済額との比較は、603万7千987円でございます。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>歳出の部でございます。歳出合計は、予算現額5千411万4千円、支出済額4千662万2千613円、翌年度繰越額0、不用額749万1千387円でございます。予算現額と支出済額との比較は、749万1千387円ございま</p>

す。

歳入歳出差引残額は、1千352万9千374円でございます。

7ページをご覧ください。

決算事項別明細書に基づき、決算内容をご説明いたします。

始めに歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 総務費負担金でございますが、予算現額4千787万4千円に対し、調定額、収入済額ともに4千787万4千円でございます。

これは、構成市からの運営経費負担金収入で、各市の内訳は記載のとおりです。負担割合ですが、均等割が30パーセント、人口割が70パーセントとなっています。

2款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金でございますが、予算現額621万円に対し、調定額、収入済額ともに1千225万1千637円でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

3款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入でございますが、予算現額3万円に対し、調定額、収入済額ともに2万6千350円で、これは職員共同採用試験における匝瑳市横芝光町消防組合からの負担金収入等でございます。

以上歳入合計は、予算現額5千411万4千円に対し、調定額、収入済額ともに6千15万1千987円で、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。

8ページをご覧ください。

次に歳出でございます。歳出は、主なものをご説明いたします。

まず、1款 議会費でございますが、予算現額27万1千円に対し、支出済額は19万8千573円で、不用額は7万2千427円でございます。内訳といたしましては、組合議員に対する報酬、旅費等でございます。

2款 総務費でございますが、予算現額5千301万8千円に対し、支出済額は4千642万4千400円で、不用額は659万3千960円でございます。

主な事項をご説明いたします。

1目 一般管理費、2節 給料は、予算現額2千205万円に対し、支出済額は2千43万4千500円で、施設整備室職員を除く職員5人分の給料でございます。

3節 職員手当等は、予算現額1千259万円に対し、支出済額は1千179万7千648円で、同じく施設整備室職員を除く職員5人分の期末手当等でございます。

4節 共済費は、予算現額1千74万円に対し、支出済額は872万2千135円で、同じく施設整備室職員を除く職員5人分の共済組合負担金等でございます。

2節 給料、3節 職員手当等及び4節 共済費に係る不用額の理由といたしましては、平成19年4月1日付けで職員4人の異動がありましたが、当初見込んだ人件費より実際に配置された職員の人件費が少なく済んだことによるものでございます。

9ページをご覧ください。

11節 需用費は、予算現額212万3千円に対し、支出済額は195万8千565円で、その主なものといたしましては、庁舎の電気料等、光熱水費が59万6千676円、事務用品等購入に要する消耗品費50万7千928円でございます。

また、修繕料の支出済額は43万3千650円で、庁舎一階男子便所の修繕を行いました。が、予算に不足が生じたので、17万5千円を予備費から流用いたしました。

13節 委託料は、予算現額228万5千円に対し、支出済額は84万7千118円で、その主なものといたしましては、庁舎警備委託料52万2千900円ほかでございます。不用額143万7千882円が生じたのは、例規集データ化の業務委託を見送ったことが大きな理由でございます。例規集のデータ化につきましては、当初、138万6千円を予算計上しておりましたが、単独で電子媒体化するよりは、本年10月に開設する、で現在開設済みなんですけれども、組合ホームページに当該例規を載せた方が使いやすく、更新費用も割安になることから、執行を見送ったものでございます。

14節 使用料及び賃借料は、予算現額78万2千円に対し、支出済額は71万8千83円で、複写機、パソコン等事務機器の借上料等でございます。

18節 備品購入費は、施設整備室職員2名増員による、事務用椅子購入費3万円を計上いたしましたが、職員増員がありませんでしたので、購入を見送り、不用額となりました。

19節 負担金、補助及び交付金は、予算現額76万2千円に対し、支出済額は69万7千759円で、その主なものは、10ページをご覧ください。

備考欄の上から4番目の市町村総合事務組合に支払う職員採用試験経費負担金43万8千403円ほかでございます。

続きまして、2目 企画費でございますが、11節 需用費は、予算現額89万6千円に対し、支出済額65万9千679円で、その主なものといたしましては、広報誌「ふるさと東総」の印刷製本費でございます。不用額23万6千321円でございますが、広報誌の印刷が安価で執行できたこと、また、地域経済活性化計画の印刷製本費を当初、予算措置していましたが、職員が自ら印刷製本したことで、不用

額となったものでございます。

2項 監査委員費でございますが、予算現額4万5千円に対し、支出済額4万500円で、監査委員の報酬、旅費等でございます。

3款 予備費でございますが、先ほどご説明したように、17万5千円を修繕料として総務費に流用しましたので、予算現額、不用額ともに82万5千円でございます。

以上歳出合計は、予算現額5千411万4千円に対し、支出済額4千662万2千613円、不用額749万1千387円でございます。

11ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、1 歳入総額6千15万2千円、2 歳出総額4千662万3千円、3 歳入歳出差引額1千352万9千円、4 翌年度へ繰り越すべき財源は0、5 実質収支額1千352万9千円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0でございます。

12ページをご覧ください。

財産に関する調書でございますが、公有財産は、非木造延面積810平方メートルの庁舎、物品は、庁用自動車1台、ともに決算年度中の増減はありませんでした。

引き続きまして、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計決算についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。

東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算書、歳入の部でございます。詳細な内容につきましては、19ページ以降の事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

歳入合計は、予算現額2千1万9千円、調定額2千28万9千450円、収入済額2千28万9千450円、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。予算現額と収入済額との比較は、27万450円でございます。

16ページをご覧ください。

歳出の部でございます。歳出合計は、予算現額2千1万9千円、支出済額1千852万6千640円、翌年度繰越額0、不用額149万2千360円でございます。予算現額と支出済額との比較は、149万2千360円でございます。

歳入歳出差引残額は、176万2千810円でございます。

19ページをご覧ください。

決算事項別明細書に基づき、決算内容をご説明いたします。

始めに歳入でございます。

1款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配

当金でございますが、予算現額1千170万円に対し、調定額、収入済額ともに1千172万4千690円でございます。これは、ふるさと市町村圏基金の運用利子でございます。

2款 繰入金、2項 基金繰入金、1目 基金繰入金でございますが、予算現額、調定額、収入済額ともに618万9千円でございます。これは、平成18年度に基金の運用替えに伴い生じた利子収入618万9千円を、一旦基金に積み立てましたが、平成19年度に同額を取り崩し、ふるさと市町村圏事業特別会計歳入に繰り入れ、収入としたことによるものでございます。

3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金でございますが、予算現額43万円に対し、調定額、収入済額ともに82万60円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

4款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入でございますが、予算現額170万円に対し、調定額、収入済額ともに155万5千700円で、31名分の中学生海外派遣研修参加負担金等でございます。

以上歳入合計は、予算現額2千1万9千円に対し、調定額、収入済額ともに2千28万9千450円で、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。

20ページをご覧ください。

次に歳出でございます。歳出は、主なものをご説明いたします。

まず、1款 総務費でございますが、予算現額1千981万9千円に対し、支出済額は1千852万6千640円で、不用額は129万2千360円でございます。

1目 一般管理費、28節 繰出金は、予算現額、支出済額ともに1千26万7千円で、一般廃棄物処理事業特別会計への繰出金でございます。

11節 需用費、12節 役務費、14節 使用料及び賃借料は、ふるさと市町村圏事業として県等への出張及び事務用品の購入等を見込み、予算計上いたしましたが、県等への出張はなく、消耗品費等も既存の消耗品の活用により、不用額となったものでございます。

2目 ふるさと振興費のうち、職員共同研修に係る講師の派遣経費については、千葉県自治研修センター等から講師を紹介してもらい、その講師本人に直接謝金をお支払いする場合には、8節 報償費から支出し、民間業者と委託契約を結び、そこから研修科目に見合った講師を派遣してもらう場合には、13節 委託料から支出しています。

8節 報償費は、予算現額61万5千円に対し、支出済額は38万1千944円で、不用額が23万3千56円ありますが、これは受講者の意見を聞き、JST応用実践コースを

民間講師によるコーチング研修に切り換える等、研修コースの見直しを行ったため、生じたものでございます。

9節 旅費は、予算現額595万2千円に対し、支出済額は554万2千447円で、中学生海外派遣研修旅費550万7千7円ほかでございます。不用額が40万9千553円ありますが、これは、見積合わせの結果、業者との契約が見込みより安価で締結できたことによるものでございます。

12節 役務費は、予算現額42万5千円に対し、支出済額は4千868円で、不用額が42万132円ありますが、これは、中学生海外派遣研修における参加者の傷害保険料として旅費とは別に41万円を予算計上いたしましたが、傷害保険料を含んだ金額で業者と契約することができましたので、不用額となったものでございます。

13節 委託料は、予算現額112万円に対し、支出済額は106万8千430円で、先ほどご説明したように民間業者に対する研修委託料でございます。

21ページをご覧ください。

19節 負担金、補助及び交付金は、予算現額、支出済額ともに85万6千円で、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会に対する負担金でございます。

2款 予備費でございますが、予算現額、不用額ともに20万円でございます。

以上歳出合計は、予算現額2千1万9千円に対し、支出済額1千852万6千640円、不用額149万2千360円でございます。

22ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、1 歳入総額2千28万9千円、2 歳出総額1千852万6千円、3 歳入歳出差引額 176万3千円、4 翌年度へ繰り越すべき財源は0、5 実質収支額 176万3千円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0でございます。

続きまして、財産に関する調書でございますが、基金として、ふるさと市町村圏基金が9億2千119万4千円でございます。前年度末現在高は9億2千738万3千円でしたが、決算年度中に618万9千円を取り崩し、ふるさと市町村圏事業特別会計歳入に繰り入れ、収入としたことにより、年度末現在高は9億2千119万4千円となっております。

引き続きまして、一般廃棄物処理事業特別会計決算についてご説明いたします。

25ページをご覧ください。

一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算書、歳入の部でございます。詳細な内容につきましては、29ページ以降の

事項別明細書でご説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

歳入合計は、予算現額3千87万2千円、調定額3千88万2千855円、収入済額3千88万2千855円、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。予算現額と収入済額との比較は、1万855円でございます。

26ページをご覧ください。

歳出の部でございます。歳出合計は、予算現額3千87万2千円、支出済額3千28万5千958円、翌年度繰越額0、不用額58万6千42円でございます。予算現額と支出済額との比較は、58万6千42円でございます。

歳入歳出差引残額は、59万6千897円でございます。

29ページをご覧ください。

決算事項別明細書に基づき、決算内容をご説明いたします。

なお、一般廃棄物処理事業特別会計でございますが、ごみ処理施設建設候補地の見直しに伴い、環境影響評価調査方法書等策定業務等の執行を見送りましたので、予算現額は、4千962万8千円の減額補正後の数字となっております。

始めに歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 衛生費負担金でございますが、予算現額2千60万3千円に対し、調定額、収入済額ともに2千60万3千円でございます。

これは、構成市からの負担金収入で、各市の内訳は記載のとおりです。負担割合ですが、均等割が20パーセント、人口割が40パーセント、処理量割が40パーセントとなっております。

2款 繰入金、1項 繰入金、1目 繰入金でございますが、予算現額1千26万7千円に対し、調定額、収入済額ともに1千26万7千円でございます。これは、ふるさと市町村圏事業特別会計からの繰入金収入でございます。

3款 繰越金及び次ページ4款 国庫支出金でございますが、予算現額、調定額、収入済額ともに0でございます。

5款 諸収入、1項 預金利子、1目 預金利子でございますが、予算現額千円に対し、調定額、収入済額ともに1万2千855円で、これは預金利子収入でございます。2項 雑入は、予算現額千円に対し、収入はございませんでした。

以上歳入合計は、予算現額3千87万2千円に対し、調定額、収入済額ともに3千88万2千855円で、不納欠損額、収入未済額ともに0でございます。

31ページをご覧ください。

次に歳出でございます。歳出は、主なものをご説明いたします。

まず、1款 衛生費でございますが、予算現額3千43万8千円に対し、支出済額は3千28万5千958円で、不用

額は15万2千42円でございます。

主な内訳といたしましては、1目 清掃総務費、2節 給料は、予算現額、支出済額ともに1千459万8千円で、施設整備室職員3人分の給料でございます。

3節 職員手当等は、予算現額820万7千円に対し、支出済額は814万7千412円で、同じく施設整備室職員3人分の期末手当等でございます。

4節 共済費は、予算現額701万4千円に対し、支出済額は701万3千349円で、同じく施設整備室職員3人分の共済組合負担金等でございます。

32ページをご覧ください。

2目 施設建設費は、昨年5月に実施した二回目の住民説明会及び本年1月に実施した施設見学会に係る経費でございます。

11節 需用費は、予算現額12万8千円に対し、支出済額は11万1千335円で、その主なものは食糧費、施設見学会における弁当及び飲み物代です。4万4千340円と印刷製本費、これは住民説明会資料印刷代でございます。5万2千350円でございます。

14節 使用料及び賃借料は、予算現額7万7千円に対し、支出済額は5万3千830円で、住民説明会に係る東総文化会館会場借上料等でございます。

2款 予備費でございますが、予算現額、不用額ともに43万4千円でございます。

以上歳出合計は、予算現額3千87万2千円に対し、支出済額3千28万5千958円、不用額58万6千42円でございます。

33ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額3千88万3千円、2 歳出総額3千28万6千円、3 歳入歳出差引額59万7千円、4 翌年度へ繰り越すべき財源は0、5 実質収支額59万7千円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0でございます。

続きまして、東総地区広域市町村圏事務組合に係わる主要な施策の成果について、ご説明いたします。別の冊子でございます。

まず、1ページをご覧ください。

一般会計の職員採用試験合同実施事業でございます。

これは、東総地区広域市町村圏内の市及び一部事務組合の職員採用試験を合同で実施したものでございます。決算額61万9千276円、財源内訳は、特定財源その他2万2千879円、一般財源59万6千397円でございます。

実施日は、平成19年9月16日、受験者数は277名、

職種は一般行政職、消防職など8つの職種でございます。

事業効果としては、試験問題作成等の経費の節減、採用予定者の資質の均一化を図るものでございます。

2ページをご覧ください。

以下、ふるさと市町村圏事業特別会計の事業でございます。

職員共同研修事業でございます。これは、東総地区広域市町村圏内の市及び一部事務組合の職員が公務員として執務等に必要な基礎的知識を習得し、指導力及び勤務能率の増進を図ることを目的に実施したものでございます。決算額155万3千901円、財源内訳は、特定財源その他5千700円、一般財源154万8千201円でございます。特定財源の5千700円は、構成団体外である東総衛生組合及び八匠水道企業団からの2名参加分について、JST基本コース研修におけるテキスト代相当額を別途雑入として計上したものでございます。

圏域内職員に対し、新任職員研修ほか6課程を実施し、研修日数延べ26日、修了者数は158名でした。修了者数の内訳は、銚子市66名、旭市50名、匝瑳市31名、八匠水道企業団2名、東総広域水道企業団1名、東総衛生組合2名、匝瑳市横芝光町消防組合3名、東総地区広域市町村圏事務組合3名でございます。

3ページをご覧ください。

海外派遣研修事業でございます。これは、圏域内の中学2年生をシンガポールに派遣し、現地中学生と国際交流を図り、国際的視野を身に付けることを目的に、毎年夏休みの期間中、4泊5日の行程で実施しているものでございます。決算額570万1千659円、財源内訳は、特定財源その他155万円、一般財源415万1千659円でございます。特定財源の155万円は、参加者31名からの負担金収入でございます。

4ページをご覧ください。

広域道路ネットワーク確立のための道路網整備計画の策定でございます。山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会が行う銚子連絡道路の早期整備促進に向けた要望活動が事業内容でございます。

昨年度は、5月30日、旭市のいいおかユートピアセンターを会場に、10回目となる銚子連絡道路整備促進地区大会を開催し、8月2日と11月5日には、大会決議文を持って財務省などへ要望活動を行いました。決算額85万6千円、財源内訳は、全て一般財源でございます。

以上で、議案第3号までの説明を終わります。

続きまして、議案第4号及び議案第5号について、ご説明いたします。

議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」、「地

方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成20年10月2日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者 伊藤忠良。」これは、平成20年9月1日に地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）が施行され、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることを明確にするため、規定の整備が行われたことから、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する規定を従来からあります「東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」から分離しまして、「東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」として新たに制定したものでございます。この条例制定につきましては、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を経なければならないものでございますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分したもので、これを議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

続きまして、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成20年10月2日提出、東総地区広域市町村圏事務組合 管理者 伊藤忠良。」

内容は、議案第4号でご説明したとおり、地方自治法の一部改正に伴い、議員報酬等の規定を「東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」として新たに制定したことから、「東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」から議員報酬等に関する規定を削る改正でございます。

この条例制定につきましても、議案第4号同様、議会の議決を経なければならないものでございますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分したもので、これを議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 石毛健治君

議案の説明は終わりました。

<p>監査委員 苅谷進一君</p>	<p>ここで監査委員を代表して苅谷進一監査委員から、決算審査意見について報告を求めます。 苅谷監査委員、お願いいたします。</p> <p>監査委員でありますので、決算審査についてご報告いたします。</p> <p>平成20年7月22日、東総地区広域市町村圏事務組合当会議室におきまして、代表監査委員遠藤秀樹氏と私、苅谷により、事務局員立会いのもと、地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第2項の規定により、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計、東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計及び一般廃棄物処理事業特別会計の歳入歳出決算について、決算書及び関係帳簿、証書類を審査しましたところ、各会計の歳入歳出決算については各帳簿と照合の結果、係数は正確であり、内容は適正なものと認定しました。また、証書も整理されており収入及び支出においても効率性を十分考慮し、適正な執行がなされていたことをご報告いたします。</p> <p>東総地区広域市町村圏事務組合監査委員 苅谷進一。 以上でございます。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>監査委員の報告は終わりました。 議案第1号から議案第5号の質疑に入ります。 質疑ありませんか。 3番 笠原幸子君。</p>
<p>3番 笠原幸子君</p>	<p>何点が伺いたいと思います。 いくつか不用額を出している部分で、伺いたいと思いますが、歳出の方で総務費の一般管理費ですけれども、職員の給料と職員手当、共済費などが大分不用額として残っています。 恐れ入ります、8ページですね、一般会計の。人数が、職員数が減ったということですが、基本的な基本給などの減り具合だとか、もう少しどの部分で減ったのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。 それとですね、13節の委託料のところですが、本年度にホームページを作るということで、去年19年度の例規集のデータベース化を本年度に回したということで、143万不用額が出たということですが、ほかのデータベース化を見送ったということで、業務上差し支えなかったのかどうか、それと本年度のホームページに際しては、こちらからの運用というのは必要なかったかどうか伺いたいと思います。 議案第2号のふるさと資金特別会計の部分ですが、</p>

<p>議長 石毛健治君</p> <p>管理者 伊藤忠良君</p>	<p>ページ数で言いますと、19ページの雑入、中学生の海外派遣のことですけれども、自己負担5万円っていうことですが、私、昨年度もお伺いしたんですけれども、これを、参加費をどのお子さんも参加できるように無料にするなり、もう少し金額を下げるというようなことは、ご検討などはされなかったのかどうか伺いたと思います。</p> <p>それと次のページ、20ページの一般管理費の28節の繰出金の部分なんですけれども、1千万円の繰出金については、ごみ処分場の方の資金に入るということ、ふるさと基金から第3号の一般廃棄物処理事業特別会計の方に入ったということになっておりますけれども、このふるさと創生会計からごみ処分場の方に移ったということで、平成19年度は白紙になったということでしたので、ここになぜふるさと基金の方から議案第3号の方にですね、会計を回すようにふるさと基金から一般廃棄物処理事業会計の方に移すっていうのが、どういう意味でね、なったのか伺いたと思うんですけれども。説明をお願いいたします。</p> <p>それと、このふるさと創生、ふるさと市町村圏基金ですけれども、残高が基金残高9億2千万あるということですが、この決算年度中に618万9千円の減額というのは、この減額については、どのようなことで基金が減ったのか伺いたと思います。</p> <p>いろいろな研修事業などを行っていることが主要な施策の成果ということで出されておりますけれども、試験採用についてはわかりました。2ページのふるさと市町村圏の事業概要で大勢の方が研修に参加しているということですが、この研修に係る講師料ですね、講師料も中に委託料が入っているんですけれども、どのくらいの金額で講師料をお願いしているのか、一緒にご説明をいただきたいと思ます。</p> <p>以上です。</p> <p>管理者。</p> <p>それでは、私の方から笠原議員の質問の中学生の海外派遣の子どもたちからの5万円の負担金、誰でも参加できるようにもう少し下げることをご検討しなかったのか、ということですが、これについては毎年検討はきちんとさせてもらっていますけれども、一定の自己負担というものは必要だろうということをお願いをしております。で、学校側からも代表の選考をしていただいて、送っていただいているわけですが、その学校側とも検討させていただいて、このくらいの負担金であればやむを得ないだろうということですので、こういった形で公募させてい</p>
----------------------------------	---

議長 石毛健治君	<p>ただいております。 私の方からは、以上でございます。</p>
事務局長 青柳秀明君	<p>事務局長。</p> <p>まず、委託料についての例規のデータベース化を見送ったことによって支障が生じないかということですが、この10月1日の10時からですね、おかげ様を持ちまして組合のホームページを開設されてまして、その中にですね、組合の関係条例とかですね、そういったものが全て例規集ということで市町村と同様な形でホームページに例規集が載せられまして、実際それを更新するときは例規を更新するときにもですね、更新を併せてできるということで、先ほどちょっとご説明したんですけれども、データベース化については見送ったんですけれども、利便性については向上していることでございます。</p>
	<p>次にですね、繰出金、ふるさとから1千26万7千円の繰出金が一般廃棄物処理事業会計に流れているということなんですけれども、一般廃棄物処理事業特別会計につきましても各市の方からですね負担金を頂戴しましてですね、事業運営しているということでございますので、結果的に繰り出すことによって各市の負担金の軽減につながるということで、ふるさと市町村圏基金で出た果実につきましては、今回は一般廃棄物処理事業特別会計の方に繰り出させてもらったことでございます。</p>
	<p>研修についての講師料なんですけれども、委託料で大体どれくらいかということなんですけれども、大体1日当たりですね、大体13万円程度ということでございます。</p>
	<p>あと、一般会計のところの人件費等でかなり不用額が生じているということでございますけれども、先ほどちょっと説明の中で申したんですけれども、一般会計にはりついている職員数は変わらないんですけれどもその中でですね、職員4人の異動がございました。当初予算を組んだときと実際にですね、職員の異動がありまして、例えば割と高齢の人が市に戻って、若い人が入って来ることによってですね、給料とか職員手当等について結果的に不用額が生じてしまったというそういうことになろうかと思えます。</p>
	<p>以上でございます。</p>
議長 石毛健治君	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」との声あり)</p>
議長 石毛健治君	<p>ほかに質疑はありますか。</p>

<p>5番 神子功君</p>	<p>5番 神子功君。</p> <p>それでは、ご質疑させていただきます。</p> <p>まずは、一般会計の関係でございますが、ただ今の笠原議員の方からも質疑がありました内容でございます。</p> <p>ページは、歳出の9ページでございます。委託料の算定でただ今のデータベース化をホームページ化するということでの説明があり、答弁がございました。平成20年度の当初予算の説明の折にですね、ホームページ化するということで、63万という説明をいただきました。そうしますと、事務局長の方から説明をいただいたデータベース化を見送ったということについて、この費用対効果ということを考えた場合に若干安くなっているのかなという感じがいたすわけですが、データベース化を見送ったことによって、本年度10月1日からホームページが開設されたという取り組みについて、費用対効果というふうに考えた場合に具体的にどういうふうになっているだとか、ということについてお聞きします。これが1点目です。</p> <p>それと2点目ですが、職員の採用試験の合同実施ということで、主要な施策の成果ということで別紙にですね、その内容が書かれています。この中に事業効果としてですね、試験問題の作成等の経費の節減、また、採用予定者の資質の均一化を図ったというふうに事業効果が挙げられておりますが、277名受講者がございました。で、当組合としてはこの合同試験を実施するに当たりまして、試験問題の作成等の経費の節減ということについては、これは各自治体が経費の削減になったのか、それとも、組合によって試験問題を作成するのに何か工夫を凝らしたのか、それとも、各自治体で先ほど申し上げましたようにお願いしたから削減できたのかどうか、この辺のところについてもう少し詳しくご説明をいただきたいなど。採用予定者の資質の均一化を図ったということは、どういうふうに判断したらよろしいのか、この点をお伺いしたいと思います。</p> <p>次に第2号の関係になろうかと思いますが、ページ、21ページ。負担金、補助及び交付金の関係でございますが、ふるさと振興費の19節になりますが、85万6千円の決算が出ました。平成20年度の当初につきましては、59万余りが当初予算に載ってきますけれども、平成19年度における負担金、補助及び交付金の全体的なですね、負担金の額、それによって当組合が支出したのが85万6千円ということになりますので、全体的な決算の内容と、どこがどういうふうに支出したのかどうか、そのうち、当組合が85万6千円支出したという形になりますので、全体的なものについて、もう少し詳しくお願いをしたいと思います。</p>
----------------	--

それから、議案の3号でございます。一般廃棄物処理事業特別会計決算の関係でございますが、これについては、事務局長の方からも説明がありましたように、本来ですとごみの広域化について取り組みがされているはずでございました。これがごみの処理の場所の関係で断念せざるを得なかったということで、減額予算が組まれて決算を迎えたわけでありまして。そういうことを考えますと、平成19年度の東総地区広域市町村圏事務組合に係る主要な施策の成果ということではありませんけれども、取り組みの関係のいわゆる評価ということが、やはりあってもいいのかなと。要は、予算で計上されております住民への説明会とかいろいろな対策をされてきました。それによって、住民からどういったことがあったのかどうかということ、例えばある意味では、まとめたものを提示してもよろしいのではないかなと。それによって、次のステップアップになるということに考えられますので、そういった意味で、平成19年度決算として締める状況にあった中で、そういった意味でどういう状況になったのかどうか。要するに一般市民の方々の意見を、そして、それに対して、当組合でどういう評価をして今後どういうふうにしていくかというのが、20年スタートしておりますけれどもそれに反映しているというふうになりますので、そういった意味でおおざっぱで結構ですから、どういう意見があるか、こういうことで今後それらを含めて取り組んでいくのか状況をまとめたのとこれについてお伺いします。

議長 石毛健治君

事務局長。

事務局長 青柳秀明君

まず1点目、例規集のデータ化に関してなんですけれども、冒頭の説明でいたしたように138万6千円計上していましたが、今年ですね、ホームページを立ち上げて、それに要した経費といいますが、これからの更新分は別としまして、48万3千円でホームページが立ち上がって、その中で例規集が組み入れられたということで、金額的に言いますと大体3分の1近くですね、金額で済んだということで費用対効果ということは、これからの更新を考えた上でも非常に大きいものと考えております。

2点目の試験問題の作成経費の削減という、あと採用予定者の資質の均一化ということなんですけれども、基本的にうちの方、合同実施しておりますけれども、千葉県市町村総合事務組合の方にですね、負担金をお支払いして、問題をいただいで試験を実施して、それでその採点等をしてもらうというそういった流れになっております。そういうことでですね、採用問題もですね、千葉県市町村総合事務組合の方から入手するというので、仮に各市で独自に採用試験問題を作

<p>議長 石毛健治君</p> <p>5番 神子功君</p>	<p>ったりするということになると、なかなか経費がかかる問題だと思いますし、圏域内です、同じ問題についてです、問題を出してそれについて、ある一定レベル以上の人を採用するということになりますと、その事業効果としての資質の均一化とある程度の人材が得られるというふうに効果としてはあると思います。</p> <p>道路の関係の期成同盟会の方なんですけれども、うちの方は85万6千円の負担金を出してありますが、それ以外です、山武広域からも負担金をもらっておりまして、前年度の繰越金等がありまして、トータルとしてはですね、歳入歳出規模がですね、325万9千円ですか、これくらいの予算規模です、主な事業内容としては国県等への要望活動、地区大会の開催、こういったものに経費を割いているところでございます。</p> <p>一般廃棄物のごみ処理の関係で、こういった形で住民の意見を反映させるかということなんですけれども、まず一つはホームページを立ち上げまして、うちのごみ処理の広域化の進め方についてもですね、これから一般の方に向けてですね、発信していくということがありますので、ホームページの方からもですね、ご意見ということでですね、考え方を聴取するということができます。またですね、第2回目の住民説明会等でですね、安全性に配慮したものでですね、いろいろな貴重なご意見を頂戴しておりますので、それもこれからホームページから頂戴するご意見等そういったものを含めましてですね、これからのごみ処理の広域化に反映させていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>5番 神子功君。</p> <p>データベース化をホームページの立ち上げということでこれについては、決断がよかったというふうに判断をいたします。</p> <p>そうしますと、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会の負担金というものについては、全体的には325万9千円、そのうちの当組合の支出が85万6千円ということですが、そのほか団体としてどういう団体があるのかどうか。この点、おわかりでしたら説明をいただければと思います。後ほどお願いいたします。</p> <p>それと3号の一般廃棄物処理事業特別会計なんです、今、ホームページについては、一般市民からも意見要望を取り入れることができる内容ということと、それから住民への説明の安全性を含めたお知らせもできると、これは非常に進歩したと考えられるわけでございますけれども、平成19年</p>
--------------------------------	---

は、かなり議論がそういった意味では各自治体でも一般質問等議論されましたし、当組合でも一般質問、あるいは当組合で対応された大変な一年だったというふうに思っております。そういった意味では、効果ということはありませんけど、取り組んできた内容からしてみた場合にやはりもっと掘り下げて考える必要があると思うんです。というのは、広域化について場所が白紙状態になったという経過は、平成9年から始まって協議会でいろいろ議論されて、そして各自治体で老朽化に近づいてきている各施設、それについては、各自治体でどういう思いで補修、修繕したり、延命措置をやっているのかどうか、いつそれができて、今現在どういう状態なのか、最終処分場については、各三市ともどういう状態なのか。いわゆる現状の施設の把握とそれから現状における問題点、それによって今日この後また話し合いがされますけれども、どこに設置をしたらいいのかどうかというふうになると思うんですけれども、ものには順序があるということ考えた場合には、今現在、どういう状態にあって、それがいつ設置をされたものが今現在どうなっているか、それによって、広域化にもって行こうとからすれば現状把握をしていかなければ、次の段階へ進まないだろうということが平成19年に起こった問題ではないかなと考える一人なんです。そういった意味で、19年を締めるにあたっては、決算という状況ですから、問題点の把握と今後どのように取り組むかということを実際にとらえて20年度今スタートしていますから、反映するというのが決算でないかなと思っております。ですから、ここに見えてこないという部分というのは、当然あるかと思しますので、そういったことで今準備はどのようにされているのかということを含めて内容的にお示しをいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

議長 石毛健治君

事務局長。

事務局長 青柳秀明君

まず始めに山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会について、うち以外にどういう団体かということですが、これについては銚子連絡道路の早期整備促進に向けまして、活動している団体として、うち以外ですね、山武広域が構成団体となっております。ちなみに平成19年度の負担金の額なんですけれども、両団体からいただく負担金が119万4千円でございます。で、それ以外に繰越金等諸収入ありまして、325万円という予算になるんですけれども、その他の負担金が119万4千円で、うちが85万6千円で、山武広域の方で33万8千円とこういった内訳になっております。

	<p>2点目の現在の各市の施設等の状況ということでございますけれども、現状なんですけれども、まず銚子さんにつきましては、竣工年月日がですね、2基ありまして、一つが昭和61年、もう一つが平成3年4月です。旭市の方のクリーンセンターにつきましては、平成4年8月竣工。匝瑳市ほか二町環境衛生組合の松山清掃工場につきましては、一番古くて昭和59年3月の竣工ということになっております。ごみの焼却施設の寿命といいますが、15年とか20年とかということを言われていることからするとですね、これから用地選定、環境アセス、建設工事といった行程を踏まえるとですね、6年とか、7年とかそういった期間を要することを考えますと、どの施設につきましてもすぐにですね、新しい施設への転換というか、その取り組みが必要な状況でございます。</p> <p>あと最終処分場の方なんですけれども、銚子の方がですね、昭和63年の8月竣工ということですよ。旭市のクリーンパークにつきましては、平成9年3月。匝瑳市の方がですね、平成10年3月というような状況でございます。最終処分場につきましてもですね、焼却施設と併せてですね、同じく早急に用地選定等進めていかなければならない状況だと認識しております。</p> <p>以上です。</p>
議長 石毛健治君	5番 神子功君。
5番 神子功君	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>最後の一般廃棄物処理事業の中での今ご説明をいただきましたが、平成19年大変ご苦労された一年だったというふうに思っております。そういった意味で、最後にですね、19年度については、今20年度スタートしておりますけれども、これからどういう取り組みをしていくかということになります。そういった意味で現状の把握ということについては、各自治体の状況、こういった施設があって、それがどういように運営されて、あるいは修繕費とか、これまでもデータをずっと把握されているのかどうかということ、その辺だけ今後のことも対応がありますので、そういった意味で19年度については、全部取りまとめてあるのかどうかということ、それだけお伺いいたします。</p>
議長 石毛健治君	事務局長。
事務局長 青柳秀明君	<p>各市の状況について把握しているかということで、各市のデータについて全て手元にはないんですけれども、基本的にですね、各市の方でも一般廃棄物のごみ処理基本計画という</p>

<p>議長 石毛健治君</p>	<p>ものを策定しておりまして、ここでうちの方も持っているんですけども、そこに各市の状況、処分量の実績数値とかそういうものが記載されておりまして、それごとにうちの方もそういった計画を作っているという状況でございますので、手元にはないんですけども、ご理解いただきたいと思いません。</p> <p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>これをもって、質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 この際、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声多数あり)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第1号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。 続いて、議案第2号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>挙手、多数であります。 よって、議案第2号は、原案のとおり認定されました。 続いて、議案第3号、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>挙手、多数であります。</p>

<p>議長 石毛健治君</p>	<p>よって、議案第3号は、原案のとおり認定されました。      続いて、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手、全員であります。      よって、議案第4号は、原案のとおり承認されました。      続いて、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>挙手、全員であります。      よって、議案第5号は、原案のとおり承認されました。      この際、10分間休憩いたします。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>再開いたします。      日程第9、一般質問を行います。      通告の順番により、発言を許します。      笠原幸子君の一般質問を行います。      3番 笠原幸子君。</p>
<p>3番 笠原幸子君</p>	<p>発言通告に従いまして、一般質問を行います。      まず始めに広域、廃棄物処理事業のこの間の取り組みについて、伺います。      主な質問項目は、4点ございます。      まず第1点目は、処分場の選定について伺います。昨年、旭市遊正地区に計画しておりましたが、白紙状態になっております。処分場の設置のために新たに七か所の候補地が挙げられると伺っております。平成13年度に出された三か所の建設候補地から一転二転して市町村合併を経て、白紙になり三転目で今回の候補地七か所であるというふうに。なぜ、このように同じことを繰り返すのでしょうか。この事業の理解と合意が得られないからではないでしょうか。各市町村ごとに一般廃棄物の処理について、市民と十分に話し合う必要があると思います。例えば、銚子市ではごみ袋の有料化問題で大きな反響が起きました。ごみを出す問題でも、その処分についても同様にそれぞれの市民と話し合う必要があると思います。ごみを減らすことについても市民の知恵や工夫を出し合い、合意形成を作らなければどこに造るかまで発展しないと思います。私は、現在の環境への考え方も当初広域で実施する計画があった平成13年度当時と現在では、様々な条件が変わってきているのではないかと考えます。当初の計</p>

画どおりであれば、平成19年には稼働し、動いていたわけですが、思うようには計画が進まなかったわけですが。対応する人口構成も高齢化が進み、人口減少やごみ量の分別の進み方など、それぞれに違うと思います。まず、中間数値を出して、各市町村に持ち帰り、この計画について見直す必要があると私は考えます。改めて場所の選定の基準について、この七か所の選定をしたというふうに伺いますけれども、その選定の基準について伺いたいと思います。

次に処分場の規模やその建設に係る予算について伺います。現在東広圏で計画している一般廃棄物処分場は、大型溶融炉を前提であると伺っておりますが、大型溶融炉方式の処理施設は、本当に効率的、経済的なのか疑問に感じるところであります。銚子市の処分場は、現在老朽化がひどく、最終処分場は平成24年度までしか使えないという議会答弁をされております。東広圏で計画した焼却施設の建設費については、市は土地買収や付帯工事など入れないで、160億円かかると言明しております。そして、その費用は、220億円かかり、銚子市の持ち分は42.03パーセントと示されております。もしそのとおりであるならば、建設費の負担は、銚子市であれば約92億円、国の交付金があると仮定しても46億円の負担が想定されるわけですが。なぜこのような莫大な費用がかかるのか。それは、広域で大型溶融炉方式の施設を造らないと交付金を出さない、このような国の方針に基づいて計画されているからではないのでしょうか。では、それぞれの市の負担金が少ない負担でごみ処理ができる方式、政策はないのでしょうか。その点で私は、現在、銚子市で稼働している焼却施設の建設費が約17億円だったこと、またあるいは、先日視察に行きました、埼玉の大井町の施設建設が8億数千万円だったことを考慮いたしますれば、焼却施設の規模はどうであれ、これまで92億円の1割とか、2割の負担で焼却場は造れるのではないのでしょうか。各市独自に建設する方が、広域で大型溶融炉方式で造るよりも安くなるのではないのでしょうか。広域での事業を実施すると、経済的なのかどうか。また、広域で事業を行った場合は、付帯施設を含め、広域ごみ処理施設の整備には、およそどれぐらいの費用がかかるのかを伺います。ごみ焼却場の建設の交付金の条件は、現在ではどのようになっているのかを伺います。また、建設費が例えば210億円かかると仮定した場合、それぞれの市の負担金はいくらになり、そのうちの国の交付金はおよそどれだけになるのかを伺います。一つ、東広圏でどれぐらいの規模で、焼却施設の建設事業を行った場合、規模と各市の負担割合はどのぐらいになるのか。また、東総圏の中で、各市でそれぞれの焼却施設を建設をした場合とその各市の負担金の割合がどうなのか、広域で一か所の場合と数か所分

	<p>散型とでは、どのように変わるのかを試算の段階で結構ですので、経済的な負担がどのようになるのかを伺いたいと思います。</p> <p>次にごみの減量化対策とCO2削減計画について、伺います。ごみの減量化については、各市で取り組むというふうになっておりますが、例えばレジ袋をなくすことについても、広い地域で取り組むメリット、デメリットがあると思います。各チェーンスーパーで取り組んでいただければ、レジ袋が有料だと、お客さんの方も客が移動するのも防げるのではないのでしょうか。ごみと商売は、切り離せないものですから、なるべく消費者にごみを売らない、簡易包装の実施やデポジット、リサイクルのできる商品開発も地域で取り組むことができれば、一般ごみに回る量が減らせると思います。広域で様々で事業を進めることが、地球環境上どのように有効であるかどうか、また、大型溶融炉は本当に安全なのか。洞爺湖サミット以降、中間目標もまとめることができなかつた国の減量化、CO2減量化計画は、待ったなしであると思います。まず自覚することから始めないと大変なことになるかと考えております。今までの延長線上では、解決しないことが起きようとしていることを自覚したうえで、このごみ処理計画の見直しを進めるべきではないかと考えます。そこで、この計画の見直しとともに、地域のごみ減量化対策を足並みを揃えるだけでなく、お互いに励まし合って、さらにごみを減らし、CO2の削減のための計画についても、具体的に対応する必要があると考えますが、これらの点について、どのように進められるのかを伺います。また、銚子市の病院問題と同じように事業を急に止めてしまつては、市民も周辺自治体も大変な負担と迷惑がかかると考えます。ごみ処理の目的をはっきりさせること、市民が快適に環境への配慮をしながら、安心して暮らせるためにごみ減量化と処理計画を整合させることが今後求められると考えております。まず、一回目の質問をお願いいたします。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>笠原幸子君の質問に対する当局の答弁を求めます。 事務局長。</p>
<p>事務局長 青柳秀明君</p>	<p>まず始めの候補地の選定基準という質問がありました。ご指摘のように建設候補地でありました遊正地区が白紙になったことに伴いまして、新たな候補地の選定というのを組合として行っているところでございますが、各市のご協力を得まして、選定作業を行うということで、地域の実情に詳しい各市の方からこちらの方で比較要件をお示ししてですね、挙げてもらって検討しているところでございます。具体的には、敷地面積4ヘクタール以上確保できるということ、ごみ</p>

の搬入搬出に必要なですね、大型車両の通行可能な道路に近いということ、学校や研究所など多くの人が利用している土地及びその近くは避けること、最後にですね、住居地及びその近くは避けること。実際、その候補地を詰めていく場合にはですね、県、国の立地基準等いろんな縛りがあるんですけども、とりあえずはですね、大まかな要件をお示ししてですね、その中で選定作業を進めているというような状況でございます。

次に焼却施設のですね、規模とか予算についてのご質問がありました。まず、大型溶融炉で処理方式が決まっているということでご質問いただいたんですけども、まだ処理方式についてはですね、いわゆる溶融炉とおっしゃっているのは、ガス化溶融炉のことをおっしゃっていると思うんですけども、その処理方式についてはですね、まだ用地も決まっていない段階でですね、全くその検討はしておりません。ただ、うちの方でですね、これまで施設にかかる費用について、説明会等でも言っているんですけども、その費用につきましては一般的にですね、国の方で公表している施設単価というのはですね、そういったものを基準にうちの方で日量210トンの施設処理能力が必要だよということで計画しておりますので、処理単価をですね、かけてですね、算出しているという。まだ、あらあんな状況で、その処理方式によっては大きく変動する可能性があるということをご理解いただきたいと思います。交付金の要件ということでですね、人口5万人以上で面積が400平方キロメートル以上の地域を対象にするということで、循環型社会形成推進交付金、これ3R交付金なんですけれども、これについてはそういう要件があります。この要件からいいますと、三市一緒になって例えばその一市単独でもというような選択肢も要件だけでは一応可能ではあります。ふじみ野市、旧大井町のごみ焼却施設につきまして、割と安くできたというお話がありました。で、議会の方でもですね、視察ということで相手の市の施設をですね、視察させていただいて、内容を聞いたんですけども、その詳しい話を聞きますとあくまでもこれから広域化を進めるための暫定的な炉なんだと。うちの方もですね、隣の町と広域化を進めるに当たって土地の問題とかですね、費用の問題とか、いろいろ対応に苦慮しているとお話を聞いておりますので、ふじみ野市の事例については、ちょっと参考にはどうなのかなというご意見があります。

あと、一か所と二か所で各市でやるということになれば、施設を集約するのではなくて分散するという考え方になるんですけども、うちの方でですね、試算するについても処理方式をですね、ある一定の条件の基で試算するとこうなる、ということしかいえないんですけども一般的なです

ね、連続式のストーカ炉と焼却灰を処理するためにですね、そのまま埋め立てるっていうわけにはいきませんので、いわゆる灰溶融炉といったものを付設するというこういったパターンを現在割と一般的なんですけど、そういう処理方式ですね、例えば100トンの炉を2炉とですね、200トン炉、うちの方は210なんですけれども、便宜上200トンを1炉ということで、うちの方で試算をした結果ですね、当たり前なんですけれども、施設を集約化した方が当然経費が安くなるという結果が出ましてですね。ある一定の条件の下ですので、実際にそうなるかという数字に変動が出てきますけれども、建設から20年稼働させて、200トンと100トン2炉で試算するとですね、20年間建設費を含めるんですけれども、20年間で約54億円くらい施設を集約した方が安くできるというような試算をしておるところでございます。

ごみの減量化ということでですね、各市の方でもごみの減量化ということで取り組んでおるところでございます、例えば構成各市では共通事項として、生ごみの堆肥化機器への助成でありますとか、集団回収の助成、マイバッグ運動の推進などそういうことを行っているところで、例えば各市で独自にやっているものとしては、銚子ですと剪定枝の堆肥化処理ですとか、旭市ですとリサイクル推進員を通じての分別指導でありますとか、不用品交換等の情報提供、レジ袋削減に向けての事業者への協力依頼、あるいは匝瑳市ですとごみの分別教室の開催ですとか不用品交換等の情報提供、こういったところを通じてですね、各市ともごみの減量化に取り組んでいるところでございます。

地球温暖化とかですね、CO2の削減ということに関して言いますとですね、うちの方、まだ広域、用地が決定していないという状況でございますけれども、廃棄物処理施設整備計画なんかを見ますと、例えば、そのそういった焼却をですね、発電を行って、あるいは、場内で出た熱を場内給湯で使うことによって、結果的にCO2の削減に結び付けなさいというようなことも言われておりますので、うちの方もそういった広域の施設を造る場合には、そういった場内給湯とかですね、発電等を行ってCO2削減に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長 石毛健治君

3番 笠原幸子君。

3番 笠原幸子君

ご答弁いただきましたけれども、要するに200トン1炉で54億円くらい安くなるという試算なわけでしょうか、広域でね、やった方がいいというふうな考え方でしょうか

も。やはり、この計画を当初考え始めた頃に比べて大分状況が変わってきているというふうに思うんですね。人口構成や景気の後退、あと、全体の環境への配慮ということが、非常に窮状的に変わってきていると思うんですよ。それとですね、この間、溶融炉についての危険度などをですね、各地で事故が起きたり、水蒸気爆発ですとか、ガス漏れ事故ですとか、ガス爆発だとか、次々に溶融炉のところで起きている事例を伺いますとね、本当にそれでいいのかと。もう10年近く経っている計画をそのまま引きずっていいのかということにあると思うんです。そして、先ほど神子議員からもありましたけれども、去年の遊正地区が白紙になったことも市民からの意見や今の現状の把握ということについても、もう一度考え直す時期ではないかなというふうに思うんですね。で、ごみの減量化についてもかなり他の市町村では、具体的に細かくやっておりますし、簡単ですけども、CO2削減実行計画についても銚子市では、こういう冊子を作っております。旭市では、広報にも温暖化対策を作ったというふうに伺っております。こういう時期ですから、なおさらですね、もうちょっと積極的にごみの減量化や温暖化対策ということをしないと、この地域は自然の中で、農業にしても漁業にしても酪農にしても自然と共生しながら生産活動している拠点ですので、本当にもう少し真剣にね、取り組まないとならないんじゃないかなというふうに思います。先ほどもCO2削減の中で、炉を造ったときに発電をやる、場内給湯を行うというのは、今の施設でも十分にやっていることですので、銚子市の中ではやっておりますしね。それだけでは、本当に意義が前進しないというふうに思いますので。それと溶融炉を前提としてね、計画を立てているんじゃないかなという感じをするわけですけども、溶融炉で今やっている市町村で一番大変なのは、燃油の高騰とコークスのガスでやるとしたら、コークスの原料が非常に材料費が上がって大変な状況になっている、それと一か所になれば、当然ランニングコスト、搬入に係る負担や費用もかかっていることを考えますとね、本当に一か所集中でいいのかということもね、感じるわけなんです。その造るのにもランニングコストもかかりますし、その処分の管理委託料も非常に高くなるわけです。ですので、どんどんこの地域は、人口も減って高齢化が進めば、ごみが足りなくなるという状況が生まれるんじゃないかと思います。そうなったときに今度は、産廃を入れるということになったら、出てくるごみがどんなものが出てくるか、汚染された大気汚染なども考えられると何が出てくるかわからない。もし、溶融炉でスラグを出すとしたら、今大型溶融炉でスラグを売って、それが財源になっているという市町村、いくつありますか。ほとんど売れなくて、中身が何か

	<p>わからないから、使えないという状況が生まれていると思うんです。ですから、生まれた最終処分場はそんなに広くなくてもいいのかもしれませんが、その後の処理なんかは、かかる経費などは非常に高くなりますので、この辺はもう一度、こういう時期ですので、環境を考えた見直しってことをどのように考えるのかを管理者の伊藤市長に1点伺いたいのと、あとこの計画の見直しについては、どのように考えているのかっていうところにもっと環境への配慮というところにどのように考えているのかを伺いたいと思います。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>笠原幸子君の再質問に対する当局の答弁を求めます。 伊藤忠良君。</p>
<p>管理者 伊藤忠良君</p>	<p>このごみ焼却場に関しては、十分注意を払って、検討を重ねていきたい、そのように思っています。私も旭市でありますけれども、これは行政の方で取り組んでいる問題でないんですけれども、個人の養豚農家に取り組んでおる事業でありますけれども、いわゆる食品残渣、これを餌に活用してくれることになっております。非常に大がかりな飼料工場を造りまして、そこでかなりなスーパー等のものも含めて取り組んでくれておるところであります、そういった意味では、これからごみの減量化というものが単純に広域で行政が扱うだけじゃなくて、減っていく。そういったものを十分視野に入れながら、これからも検討していきたい、そのように考えます。ただ、溶融炉のことに関しては、私もあまり詳しくはよくわからないんですけれども、ただ一つ考えていかなければならないと思っておりますのは、最終処分場、旭市辺りで見ますと一番最初の最終処分場が、まだ未だに再利用の許可が出ないんです。そういったことで、これまでの形と同じような形で最終処分場を造る、使っていたんじゃおそらく最終処分場の土地を提供してくれる人も少なくなってしまうんじゃないのかな、そんなふうに思っておりますし、ただ荒地ばかりを造っておけば、いいというわけにはいきませんから、そういった面での対策なんかもきちっと考えなければなりません。当然旭市では、ごみ袋をマイバッグに代えようということでスーパーとも協議を重ねているところありますから、そういった面も含めて減量化対策を採る、あるいは、最終処分場なんかのできるだけ早い段階で再利用が少なくともできれば、農地くらいは利用ができるような形というものをしっかりこう考えていきたい。</p> <p>大型溶融炉を造るのかという点もありますけれども、そういった面での人体への影響というようなものも十分検討しながら、今度の処理場の件は進めてまいりたい。ただ、これまで事務局の方で調べてくれている段階の中では、やはり分</p>

<p>議長 石毛健治君</p> <p>事務局長 青柳秀明君</p>	<p>散するよりも一か所でやった方が非常に効率がいい、安く済む、そういった結果が出ております。ですから、これだけでもいいよということじゃなしに、十分これからも検討を重ねますし、同時に市民の理解もいただけますように市民と十分話し合いを持てるように努めていきたい、そのように思っております。ごみが出なければ全て解決がつくんですけども、みんなできるだけ経費はかけたくないけれども、なかなかごみを出さないという形にもまいりませんものですから、その辺をしっかりと検討しながら進めていきたい、そのように思っております。</p> <p>事務局長。</p> <p>補足をさせていただきます。</p> <p>まず、ガス化溶融炉ということで、全くまだ処理方式が決まっていないことを、まず再確認させていただきたいということがあります。</p> <p>次に事故が多いということでお話をされましたけれども、実際にネットを使ってですね、そういった事事例等を見たときにですね、実際事故が起きてですね、その市町村がですね、焼却が行えなくて他の市町村に頼んでいるという例は、そんなにかどうか、あったかなというふうに記憶しています。その事故の原因等につきましても、例えば作業手順の誤りの人為的ミスとかですね、試運転の段階で炉の調子、稼働能力がよくなって、稼働開始の時期が遅れたとかいう、多分そういう事例が大半だったと記憶しております。</p> <p>あと、溶融スラグについてですね、実際に使い勝手が、建設資材としての再利用ができないということですが、実際にですね、焼却灰をそのままに、そのまま埋めているというよりもですね、現在は無害化、あるいは減容化してですね、結果的には溶融してですね、溶融スラグとして結果的には土木用資材として活用できなくても無害化、減容化した形で埋め立てることによって最終処分場がそれだけ長く使えるということがあると思います。</p> <p>計画の見直しということですね、付け加えさせていただきますと、現在広域での枠組みというのは堅持するのは当たり前なんですけれども、うちの方の一般廃棄物ごみ処理基本計画というのは施設の供用開始はですね、平成24年度中ということにしておりまして、遊正地区について検討を断念したということによりまして、当然施設整備が遅れて、計画内に使用している実績値でありますとか、修正する必要が生じてきているのかと思います。この中でですね、一般廃棄物の減量化ということで、平成24年度までに国の方で示している指針では、5パーセントの減量化ということを目標に</p>
-----------------------------------	--

	<p>して掲げておりました。千葉県でこの9月に策定した県の廃棄物処理計画の中ではですね、平成17年の実績に対して10パーセント削減をすることと記載されておりますので、そういった状況ですと廃棄物の3Rとか、あるいは、適正処理の推進等の状況を踏まえまして、5パーセントの減量化については関係各所と協議の上、今後とも検討していく必要があるかと考えております。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>3番 笠原幸子君。</p>
<p>3番 笠原幸子君</p>	<p>大分事故等が少ないというふうにお話ありましたけれども、現にですね、スラグの漏れだとか、事例の提示もあるわけなんですね。現に私も習志野の溶融炉を見せていただきましたけれども、習志野でも非常に自信を持って見せていただきました。しかしですね、非常に何がこぼれてくるかわからない。本当に鉄を溶かす状態のものをごみの最後の開ける炉のようなところから出てくるわけです。炉ってというか、溶鉱炉と同じように出てくるわけですよ。その時にやっぱり事故が起きたらどうなるのか、というような状態もありますのでね、ダイオキシン対策ですとか、そこに全部溶かしちゃうっていうものが、何が入っているかわからないということは、非常にね、不安になると思います。ですので、やっぱりまだ完成しているわけではありませんので。まだまだ溶融炉でやるかどうかは決まっていなくていいということですけども、前提にはそういうものがあるんじゃないかというのが、非常にね、見え隠れするもんですから、ぜひ、その溶融炉にするかどうかということについても、ご検討をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>それとですね、市長さん、この東総広域の地域がですね、前にも私、議会で一般質問させてもらったんですけども、旭も銚子も非常にがんの死亡率が高くて、平均寿命もワーストクラスなんですよ。それは、5年前の調査も今回の発表もそうなんですけれども、非常に悪いと。そのことについて、旭の中央病院のドクターにも伺いましたら、非常に若くてがんになる方が多いんだよというお話を聞きました。ただ、海匝保健所では、その原因が何かということは、つきとめられておりません。ただこの地域に非常に産廃が多かったり、不法投棄が多かったりするということも事実です。ダイオキシンをはじめとする環境ホルモンの影響などもごみ処理問題と切り離せないというふうに私は思っております。ですので、ぜひこの平均寿命の低さと、この地域性というんですか、その辺を研究課題の一つとしてね、ご検討いただかないと非常にその辺が不安な一つなんですね。でありますので、ごみだから、ごみ処理問題だから健康被害とは別だよとか、平均</p>

	<p>寿命とか、がんの死亡率は別だよってということじゃなくて、その辺をもう一度考えていただきたいと思うんです。調査、検討する必要があると思いますので、会長のお考えがあれば、伺いたいと思いますし、減量化についてもですね、CO<sub>2</sub>の削減とともにもっと積極的にやらなかったら、本当にごみは減っていかないというふうに思いますので、最終処分場の再利用が難しいということは、本当によくわかります。何よりも一番早いことは、ごみを減らすということだと思っすね。それには、一般家庭だけじゃなくて、多くの産業廃棄物の処分についても、あと企業などの協力を得ながら、進めるってということも、これからもう一步広げないと市民の生活の中のごみだけではなく、生産活動や商業活動の中のごみも含めて、この地域全体のご理解をいただかないと進まないんじゃないかというふうに思いますので、その辺について、伺いたいと思います。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>笠原幸子君の再々質問に対する当局の答弁を求めます。 管理者 伊藤忠良君。</p>
<p>管理者 伊藤忠良君</p>	<p>ごみの減量については、精一杯努力していきたい、そのように思います。</p> <p>ただ、産廃と平均寿命との関係というのは、今うちの方でもいろんな角度から病院にもお願いをして、その辺は調査をさせていただいております。現状のところ、病院の方から頂戴しておりますのは、一つは今年旭市の女性の寿命が非常に短かったわけでありましてけれども、これは幼児が3人ほど亡くなったというのがおそらく原因しているんだろうというようなことでもあります。当時、少し食生活が、塩分が強いんじゃないか。で、そのために血管障害、心臓障害というのが多くなっているんじゃないかな、そのような考えのお話を少し伺っております。それについては、担当課の方で指導するように、市民の皆さん方に気をつけてくれるように、今市民の皆さん方に注意をうながしているところであります。また、産廃の面でも少しいろいろ調査をしてみますけれども、産廃と健康被害っていうのは、どうも空気にこう何かね、漏れてくるっていうことであればそういったことも考えられるだろうと思っすけれども、水なんかの場合でも地下水を飲んでいる皆さん方は非常に少ない。今、ほとんど水道水になってきていますから、そんな意味では、ちょっと何とも関連はわからないんですけれども、いろんな面から調査をしながら、できるだけそういった面も含めて検討してまいりたいと思っす。</p>
<p>議長 石毛健治君</p>	<p>以上で、笠原幸子君の一般質問を打ち切ります。</p>

本日の議事日程は、これですべて終了いたしました。  
これにて、平成20年9月東総地区広域市町村圏事務組合  
議会定例会を閉会いたします。

午後4時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会 議長 石毛健治

議員 笠原幸子

議員 明智忠直